

JCB 法人カード会員特約（静銀カード発行）

第1条 名称

本カードは、株式会社静岡銀行（以下「当行」という。）と静銀カード株式会社および株式会社ジェーシービー（以下併せて「両社」という。）が提携して発行するもので、「本カード」と称します。

第2条 会員

1. 本特約および別途両社の定める JCB 会員規約（一般法人）を承認のうえ入会を申し込み、当行および両社が認めた法人または団体を会員（以下「会員」という。）とします。
2. 本カードの所有者は両社にあり、両社は会員があらかじめ本カードの利用者として両社に申込み、両社が認めたカード利用者に対し、本カードを貸与します。

第3条 入会方法

1. 本カードでは、支払指定口座は当行所定の預金口座に限らせていただきます。
2. 申込者は本特約ならびに両社が定める JCB 会員規約（一般法人）を承認の上、入会を申込みものとします。

第4条 提供サービスと利用

1. 当行（本条においては当行が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が両社の定める JCB 会員規約（一般法人）または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または当行が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
3. 当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。
4. 会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

第5条 会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当行が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1) 当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。
 - ① 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第6条において会員が届け出た事項

② 入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容

③ 本カードの利用内容（第7条において共有する情報）

(2) 宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

(3) 当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 届出事項の共有

会員が、当行または両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行または両社の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について当行および両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第7条 利用内容の共有

1. 会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社と当行において共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB 会員規約（一般法人）に記載の窓口、方法で行うものとします。

2. 会員は、両社が会員に対して会員の当行の取引内容に応じた両社商品の優遇サービス等、両社のサービスを提供する必要がある場合において、会員の当行の取引内容を、当行と両社において共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB 会員規約（一般法人）に記載の窓口、方法で行うものとします。

第8条 会員資格の喪失

1. 会員が両社の会員資格を喪失した場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。

2. 支払い指定口座を当行以外の金融機関の口座に変更する場合は、本カード取引は解約になります。

3. 前項で、当行ならびに両社のいずれからか返還請求があった場合は、会員およびカード利用者は速やかに本カードを返却するものとします。

4. 前項2項で、会員が両社の発行するほかのクレジットカードの保有を希望し、両社が適当と認めた場合は、両社は新しいカードを発行します。なお、両社から新しいカードが交付される場合、その発行までクレジットカードを利用することはできません。

第9条 本特約の改定等

1. 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項についてはJCB 会員規約（一般法人）が適用されるものとします。

以上